

○国立大学法人金沢大学における一般競争入札の競り下げ方式に係る取扱要領
(平成 30 年 3 月 30 日規程第 2889 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人金沢大学会計規則第 40 条第 3 項の規定に基づき、本学が実施する一般競争入札の競り下げ方式（以下「競り下げ方式」という。）に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 競り下げ方式とは、2 人以上の者から予定価格の制限の範囲内の入札があった場合、入札を終了することなく、引き続き直近の最低入札価格を下回る額による入札（以下「再度入札」という。）を繰り返し実施し、落札者を決定する方式をいう。

(適用範囲の特例)

第 3 条 競り下げ方式による一般競争入札のうち、単価で予定価格が定められているものについては、契約事務を効率的に実施するため、契約責任者が妥当と認めた場合に限り、競り下げ方式を適用しないことができるものとする。

(入札公告等)

第 4 条 競り下げ方式の対象となる入札案件については、入札公告及び入札説明書に「競り下げ方式」による入札を適用する旨を記載するものとする。

(実施手順等)

第 5 条 競り下げ方式の対象となる入札案件において、2 人以上の者から予定価格の制限の範囲内の入札があった場合、入札執行者は「競り下げ方式」による入札に移行する旨を宣言し、引き続き再度入札を実施するものとする。ただし、直近の入札において、予定価格を超える入札を行った者を入札会場から退場させるものとする。

2 再度入札の回数については、制限を設けず、入札者が 1 者になるまで繰り返し実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、入札執行者の判断により最終の再度入札を決定できるものとし、事前にその旨の宣言を行うものとする。

(落札者の決定)

第 6 条 予定価格の制限の範囲内で入札者が 1 者になった時点での最低価格入札者を落札者とする。

2 前条第 3 項の規定による最終の再度入札にあつては、最低価格入札者を落札者とし、複数の入札者が同一金額を提示した場合は、くじにより落札者を決定する。

(入札の辞退)

第 7 条 入札者が入札を辞退する場合において、入札執行者は入札書に辞退の旨を記入させ、次項に定める場合を除き、速やかに入札会場から退場させるものとする。

2 入札者全員が一斉に辞退を表明した場合は、直近の入札をもって最終とし、落札者の決定に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、競り下げ方式に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。